

## 新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 4月19日、チリ保健省は新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。

●第3段階（移行期）へ移行（4月22日5時より）

アントファガスタ州トコピジャ市

アタカマ州ウアスコ市

コキンボ州アンダコジョ市、コンバルバラ市

マウレ州ペンカウエ市

ロス・ラゴス州アングド市、ジャンキウエ市

●第3段階（移行期）へ後退（4月22日5時より）

アイセン州アイセン市

●第2段階（移行期）へ移行（4月22日5時より）

コキンボ州オバジェ市

リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州ピチレム市

ニューブレ州トレグアコ市、サン・イグナシオ市

ビオビオ州カニエテ市

ロス・ラゴス州プエルト・オクタイ市、ウアラウエ市

●第2段階（移行期）へ後退（4月22日5時より）

コキンボ州カネラ市

マウレ州リカンテン市、ピチュケン市

2 4月19日時点で、チリ国内では1, 131, 340名（死亡者25, 277名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

3 3月27日より、大使館が所在するプロビデンスシア区が第1段階（義務的自宅待機）に引き下げられたことを受け、当館では3月29日より領事窓口業務を電話・メールによる対応とし、在留邦人の皆様への必要な支援については引き続き対応できる体制をとっております。

つきましては、当館への照会、援護の要請等については下記の連絡先にお問い合わせいたします。

●電話でのお問い合わせ

月曜日～金曜日（祝日除く）

午前： 9時00分～13時00分

午後：15時00分～17時45分

※緊急の場合は、夜間・休日を問わず上記時間以外でも対応しています。

電話番号：当番の電話番号（＋56－9）9015－5200 または  
大使館代表 （＋56－2）2232－1807

●メールでのお問い合わせ

随時受け付けています。

メール：consuladomp@sg.mofa.go.jp

上記義務的自宅待機措置期間中に一時的に外出する場合の通行許可証の取得の方法

comisariavirtual.cl にアクセスし、身分証明書（カルネ）の情報を登録することで通行許可証を取得することができます。

●通行許可証に関する問い合わせ先（カラビネロス）

（＋56－2）2922－5865

（＋56－2）2922－5866

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

[https://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)